

幼児運賃の取扱い変更について

平成22年4月1日より、幼児運賃の取扱いが一部変更となりますのでお知らせ致します。
詳細は下記のとおりです。

記

●6歳未満【幼児】の運賃

- ・6歳以上のお客さまに同伴されてご乗車する場合、幼児2人が無賃となります。（例えば、大人1人と幼児3人のご乗車の場合は、大人1人分と小児1人分の運賃となります。）
- ・幼児だけ単独で乗車する場合は、幼児数の小児運賃をいただきます。
- ・1歳未満の乳児は無賃です。

●小学生【小児】の運賃

- ・大人運賃の半額となります。（10円未満は切上げ。）

※高速バス、特急バス、定期観光バス等の座席定員制のバスについては、座席を使用する場合は、小児・幼児を問わず小児運賃をいただきます。